

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	宮崎市 介護保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

宮崎市長

## 公表日

令和5年3月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（中間サーバ）
<b>システム3</b>	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 : 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</li> <li>2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</li> <li>3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</li> <li>4. 既存システム接続機能 : 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</li> <li>7. データ送受信機能 : 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>8. セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理する機能</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</li> <li>10. システム管理機能 : バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</li> </ol> <p>(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
介護保険情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第68項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)</li> </ul> <p>[情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二 (1、2、3、4、5、6、8、9、11、17、26、27、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、97、106、108、117、120の項)</li> <li>・別表第二主務省令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第53条、第55条、第59条2の2、第59条の3)</li> </ul> <p>[情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二 (93、94の項)</li> <li>・別表第二主務省令 (第46条、第47条)</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	宮崎市福祉部介護保険課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な介護保険事務を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、住民票関係情報:①資格の管理の際に、資格要件を確認するため、②通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため 3. 地方税関係情報:収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うため 4. 健康・医療関係情報:主治医の意見書等を必要とするため 5. 医療保険関係情報:医療保険関係情報により資格の確認、高額医療合算等を行うため 6. 障害者福祉関係情報:被保険者の適用除外の確認等を行うため 7. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護受給者に対する保険料の賦課等を行うため 8. 介護・高齢者福祉関係情報:資格取得者の把握や算出した介護保険料を基に対象者に納入通知等の発行を行うとともに、認定情報等を基に給付事務を行うため 9. 年金関係情報:年金からの保険料の特別徴収等を行うため 10. 災害関係情報:保険料・利用料の軽減等を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月30日
⑥事務担当部署	宮崎市福祉部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、国保年金課 社会福祉第一・第二課等 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	介護保険法に定められた事務を行うため								
④使用の主体	使用部署	介護保険課、市民課、地域包括ケア推進課、国保年金課、納税管理課、障がい福祉課、清武総合支所、佐土原総合支所、高岡総合支所、田野総合支所、青島地域センター、赤江地域センター、生目地域センター、北地域センター、木花地域センター、住吉地域センター							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>I 被保険者の資格管理 本人等の申請又は住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに資格管理を行う。</p> <p>II 保険料の賦課・徴収 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等をもとに保険料の賦課・徴収を行う。</p> <p>III 要介護(要支援)認定等 本人等の申請又は住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、要介護(要支援)認定に関わる事務を行う。</p> <p>IV 保険給付 本人等の申請又は住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、保険給付を行う。</p> <p>但し、市民課、清武総合支所、佐土原総合支所、高岡総合支所、田野総合支所、青島地域センター、赤江地域センター、生目地域センター、北地域センター、木花地域センター、住吉地域センターは、資格及び収納状況の確認業務を行う。</p>								
	情報の突合	<p>I 被保険者の資格管理 被保険者の資格の確認のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等の突合を行う。</p> <p>II 保険料の賦課・徴収 保険料の賦課決定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。</p> <p>III 要介護(要支援)認定等 要介護(要支援)認定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報等の突合を行う。</p> <p>IV 保険給付 保険給付のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。</p>							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	介護保険事務処理システムの運用・保守、制度改正に伴う改修作業の業務	
①委託内容	介護保険事務処理システムの運用・保守、制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社 宮崎支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、本市に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑥再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 30 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 11 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二
②提供先における用途	・番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務
③提供する情報	・番号法第19条第8号別表第二で規定する介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="radio"/> ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

<b>移転先1</b>	・番号法第9条第1項別表第一の第1欄に掲げる者（別紙2参照）
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第一の第2欄に掲げる事務
③移転する情報	・介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <span style="margin-left: 200px;"><input type="checkbox"/> 専用線</span> <input type="radio"/> 電子メール <span style="margin-left: 200px;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</span> <input type="radio"/> フラッシュメモリ <span style="margin-left: 200px;"><input type="radio"/> 紙</span> <input type="radio"/> その他（ 庁内共有システム ）
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<本市における措置> 1. サーバ設置場所に指紋認証装置や静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 2. 記録媒体等については、耐火金庫を利用し施錠管理をしている。 3. 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 4. 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備の完備や消化器具の設置を行っている。 5. 紙媒体については、施錠可能な場所に保管している。  <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
<b>7. 備考</b>	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

- ・宛名コード
- ・通称名カナ
- ・郵便番号
- ・住民日届出日
- ・非住民日異動事由
- ・入国目的
- ・転入前住所
- ・住民税情報
- ・口座情報
- ・国民健康保険情報
- ・個人番号
- ・通称名
- ・住所
- ・住民日異動日
- ・届出日
- ・在留期間
- ・転入前住所方書
- ・医療保険情報
- ・老人保健情報
- ・後期高齢者情報
- ・世帯コード
- ・生年月日
- ・住所方書
- ・住民日異動事由
- ・異動日
- ・在留期間満了日
- ・転出先郵便番号
- ・高齢福祉年金情報
- ・生活保護情報
- ・氏名カナ
- ・性別
- ・住所コード
- ・非住民日届出日
- ・異動事由
- ・外国人住民となった日
- ・転出先住所
- ・送付先情報
- ・特記事項情報
- ・氏名
- ・続柄
- ・住民区分
- ・非住民日異動日
- ・国籍
- ・転入前郵便番号
- ・転出先住所方書
- ・連絡先情報
- ・送達記録情報

<資格>

- ・被保険者番号
- ・一号該当日
- ・境界層者情報
- ・資格異動日
- ・資格異動事由
- ・適用除外情報
- ・資格届出日
- ・被保険者区分
- ・負担割合情報
- ・資格取得日
- ・証発行情報
- ・資格喪失日
- ・施設入所情報

<認定>

- ・申請日
- ・申請者氏名
- ・調査実施場所
- ・調査委託事業者
- ・かかりつけ医
- ・診断命書発行日
- ・審査予定日
- ・サービス種類変更有無
- ・認定有効開始日
- ・処分延期決定日
- ・訪問調査特記事項
- ・申請受理日
- ・申請者住所
- ・調査票回収予定日
- ・訪問調査員
- ・意見書作成医医療機関
- ・意見書作成日
- ・二次審査日
- ・認定取消日
- ・認定有効終了日
- ・処分延期通知書発行日
- ・主治医意見書情報
- ・申請区分
- ・申請者郵便番号
- ・調査委託日
- ・調査結果入手日
- ・意見書作成医
- ・意見書入手日
- ・審査会会場
- ・サービス種類限定有無
- ・要介護認定認定理由
- ・サービス種類限定情報
- ・審査会意見情報
- ・申請理由
- ・申請者電話番号
- ・訪問調査日
- ・調査票番号
- ・意見書作成依頼日
- ・一次判定日
- ・合議体番号
- ・認定有効月数
- ・認定通知書通知日
- ・転入者管理情報
- ・生保2号被保険者情報
- ・申請者関係
- ・訪問調査希望日時
- ・訪問調査開始時刻
- ・かかりつけ医医療機関
- ・意見書依頼書発行日
- ・一次判定結果
- ・二次審査要介護区分
- ・要介護認定日
- ・処分延期事由
- ・訪問調査情報

<居宅>

- ・申請受付日
- ・居宅介護支援事業者
- ・届出日
- ・申請代理人
- ・居宅有効開始日
- ・給付管理票情報
- ・居宅有効終了日
- ・居宅サービス届出番号

<国保連>

- ・受給者異動情報
- ・給付実績情報
- ・共同処理用受給者異動情報
- ・給付実績細情報
- ・過誤申立情報
- ・再審査申立情報

<償還>

- ・サービス提供年月
- ・申請者との関係
- ・申請者電話番号
- ・利用者負担額
- ・特定診療費情報
- ・事前相談情報
- ・申請書番号
- ・申請者事業者番号
- ・支払方法
- ・審査年月
- ・食事費用情報
- ・申請給付種類
- ・申請者氏名
- ・支払口座
- ・支給決定日
- ・福祉用具購入費情報
- ・申請日
- ・申請者郵便番号
- ・通知書送付先
- ・支払金額
- ・住宅改修費情報
- ・受付日
- ・申請者住所
- ・保険請求額
- ・緊急時施設療養情報
- ・居宅サービス計画費情報

<高額>

- ・サービス提供年月
- ・申請者郵便番号
- ・通知書送付先
- ・高額支給額
- ・老福の有無
- ・申請日
- ・申請者住所
- ・サービス費用額
- ・勸奨通知書作成日
- ・申請者との関係
- ・申請者電話番号
- ・利用者負担額
- ・算定基準日
- ・申請者事業者
- ・支払方法
- ・算定基準額
- ・算定世帯コード
- ・申請者氏名
- ・支払口座
- ・支払済額
- ・所得区分

<減免>

- ・減額申請日
- ・申請者電話番号
- ・減額終了日
- ・特定標準負担額減額情報
- ・申請者との関係
- ・減額認定日
- ・減額結果通知書作成日
- ・訪問介護負担額減額情報
- ・申請者氏名
- ・減額結果通知書送付先
- ・割負担減免情報
- ・特定入所者介護サービス情報
- ・申請者郵便番号
- ・減額
- ・旧措置者減免情報
- ・申請者住所
- ・減額開始日
- ・社会福祉法人減免情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
介護保険情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳や税等に関する情報の入手については、庁内連携機能で介護保険情報ファイルへ情報を取得するため、介護保険事務の対象となりうる住民以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認を実施している。また、必要な情報のみを記載する様式としており、記載方法を十分に説明し、必要な情報以外は記載しないようになっている。</li> <li>・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。</li> <li>・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;不適切な方法で入手が行われるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出／申請等の際、様式において住民が使用目的を認識できるようになっている。</li> </ul> <p>&lt;入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口で離席する場合は、必ず端末画面が見られないよう措置を講ずるものとする。</li> <li>・システム保守を行う委託事業者と秘密保持契約を締結し、委託事業者から情報が漏えいすることを防止する。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。</li> <li>・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。</li> <li>・介護保険システムには介護保険事務上で必要としないデータは保持しない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。</li> <li>・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。</li> <li>・パスワードについては、定期的に変更している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、システムに反映させている。</li> <li>・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	個人情報保護条項として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」としている。許可した場合は、通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを調査し、許可されればデータ利用が可能となる。	
その他の措置の内容	設置された端末では、権限を持った職員の許可がなければ情報の取り出しができないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアの措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>			



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙課税資料等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。</li> <li>・紙文書は、溶解又はシュレッダー処分を行う。</li> <li>・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。</li> <li>・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。</li> <li>・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。</li> </ul>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、守秘義務を含む必要な知識の習得に資するための研修を実施している。併せて不正な取扱いは重大な罪であることを十分に周知する。</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	宮崎市福祉部介護保険課(市役所本庁舎5階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話番号 0985-21-1777
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年6月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95 117	(情報提供の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117	事前	番号法の改正による
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 園田 博文	課長 本村 真二	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始	平成27年9月予定	平成28年1月30日	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(25)件 [○] 移転を行っている(8)件	[○] 提供を行っている(24)件 [○] 移転を行っている(11)件	事前	番号法の改正による
平成28年4月1日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務		項番8、11、108の追加	事前	番号法の改正による
平成28年4月1日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務		項番8、84の追加	事前	番号法の改正による
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		「5. 総合事業の受付、結果の登録と履歴の照会を行う。」を追加	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117 (情報照会の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 93、94、95	(情報提供の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、97、106、108、109、119 (情報照会の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 93、94	事後	重要な変更事項でないため

平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 本村 真二	課長 福元 直昭	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(24)件 [○] 移転を行っている(11)件	[○] 提供を行っている(30)件 [○] 移転を行っている(11)件	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務		・項番5、17、22、43、81、97、106、109、119の追加 ・項番93、95、117の削除 ・提供する特定個人情報の追加: 項番2、3	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	2 福祉部社会福祉課 11 健康管理部健康支援課	2 福祉部社会福祉第一課・第二課 11 福祉部子ども未来局親子保健課	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		介護保険情報ファイル<総合事業>の追加	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用ーリスク2ーユーザ認証の管理ー具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	・ユーザIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) 第9条第1項(利用範囲)別表第一の68項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	重要な変更事項でないため

平成30年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、97、106、108、109、119 (情報照会の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 93、94	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二 (1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、97、106、108、109、119の項) ・別表第二主務省令 (第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3) [情報照会の根拠] ・別表第二 (93、94の項) ・別表第二主務省令 (第46条、第47条)	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 福元 直昭	課長	事後	重要な変更事項でないため
平成30年7月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年6月1日	平成30年7月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	—	団体内統合宛名システム	事後	重要な変更事項でないため

令和1年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	—	中間サーバ	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・別表第二主務省令 (第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3)	[情報提供の根拠] ・別表第二主務省令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3)	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【○】評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、国保年金課、社会福祉課 等)	【○】評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、国保年金課、社会福祉第一・第二課 等)	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年7月1日	令和1年6月1日	事後	重要な変更事項でないため

<p>令和1年6月27日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二 (1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、97、106、108、109、119の項) ・別表第二主務省令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3) [情報照会の根拠] ・別表第二 (93、94の項) ・別表第二主務省令 (第46条、第47条)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二 (1、2、3、4、5、6、8、9、11、17、26、27、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、97、106、108、117、120の項) ・別表第二主務省令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3) [情報照会の根拠] ・別表第二 (93、94の項) ・別表第二主務省令 (第46条、第47条)</p>		
<p>令和2年10月21日</p>	<p>V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日</p>	<p>令和1年6月1日</p>	<p>令和2年10月21日</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更事項でないため</p>

令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)</li> <li>[情報提供の根拠]</li> <li>・別表第二(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、97、106、108、109、119の項)</li> <li>・別表第二主務省令(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3)</li> <li>[情報照会の根拠]</li> <li>・別表第二(93、94の項)</li> <li>・別表第二主務省令(第46条、第47条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)</li> <li>[情報提供の根拠]</li> <li>・別表第二(1、2、3、4、5、6、8、9、11、17、26、27、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、97、106、108、117、120の項)</li> <li>・別表第二主務省令(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3)</li> <li>[情報照会の根拠]</li> <li>・別表第二(93、94の項)</li> <li>・別表第二主務省令(第46条、第47条)</li> </ul>	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二	・番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ②提供先における用途	・番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務	・番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ③提供する情報	・番号法第19条第7号別表第二で規定する介護保険給付等関係情報	・番号法第19条第8号別表第二で規定する介護保険給付等関係情報	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年10月21日	令和3年6月1日	事後	重要な変更事項でないため

令和5年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	介護保険課、市民課、長寿支援課、国保年金課、納税管理課、障がい福祉課、清武総合支所、佐土原総合支所、高岡総合支所、田野総合支所、青島地域センター、赤江地域センター、生目地域センター、北地域センター、木花地域センター、住吉地域センター	介護保険課、市民課、地域包括ケア推進課、国保年金課、納税管理課、障がい福祉課、清武総合支所、佐土原総合支所、高岡総合支所、田野総合支所、青島地域センター、赤江地域センター、生目地域センター、北地域センター、木花地域センター、住吉地域センター	事後	重要な変更事項でないため
令和5年1月4日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	重要な変更事項でないため